

No.34 リンクス 2002年12月

アジアの労働者をつなぐ

アジア太平洋労働者連帯会議 (APWSL) 日本委員会 機関誌 (季刊) 定価 300 円
発行所 東京都台東区上野1-1-12 新広小路ビル 協同センター労働情報 気付
電話 03-3837-2542 FAX 03-3837-2544 Eメール apwsl.jp@jca.apc.org URL http://www.jca.apc.org/apwsl.jp/

—— 日本で最初 ——

レイバーフェスタ2002が大成功

高幣 真公 (APWSL日本委員会)

文化の日の11月4日、東京の中野ゼロ小ホール (公民館) でレイバーフェスタ2002が開催された。さわやかな秋晴れの下、500人の老若、労働者・市民が参加した。初めてだが、レイバーフェスタ (労働祭) はまるで高校の文化祭のように歌、ビデオ、映画、討論会、写真、ポスター展示、争議団などの売店などバラエティに富む。しかも労働者が自ら主演して、自ら鑑賞する企画ばかり。だから、作品や演奏が下手でも、演者を知っているのが下手なりに楽しめ、良ければその感動もさらに大きい。

韓国では「レイバーフェスタ」は毎年行われています。さまざまな職場の現実や、そこで働く人々の気持ち、職場で起こった問題をどう解決し、どう生きていくのか。真実を自分の目で観、耳で聴き、そして同じように働く人々と語り合うことによって「労働運動」の意義や魅力を考えたいと思います。』

3分間ビデオ

労働者の祭り

「あなたにパンとバラを」をサブタイトルにレイバーフェスタ2002のチラシには、その意義を次のように書かれている。

『リストラ・失業・フリーター、こんな言葉が当たり前になっている日本



ノレの会の演奏

で、あなたはこれからどのように生きていきますか？ 2002年スタートの「レイバーフェスタ」は、映画や音楽などを通じて、身近な「労働」「生活」を見つめ直す、働く人々のお祭りです。アメリカ・

私は受付をしていたので全部を見られなかったが、3分ビデオ20本は初めて撮った人の作品など「素人」の作品も多く、できればえを心配したが、結構見ごたえがあったそうだ。いや、韓国やアメリカ (レイバービデオ作品) 日本のビデオブ

レスの作品など秀作やプロの作品もあったので、「本当良かった」という感想も少なくなかった。

音楽も多彩

音楽は沖電気解雇者の田中哲郎さんを中心にノレの会、S o S o ,グループ自由の木と計4グループが出演しました。生田元さんのS o S oグループは社会派ロックとして「知る人ぞ知る」音楽ですが、私は初めて聞く名前でした。わずか1時間に4グループと短くて大変もったいない企画でした。10人以上のグループ=ノレの会が開会前にリハーサルをしていましたが、会場は大変あわただしい雰囲気でした。また出演者の一人は今日のためにカラオケに通って練習したと言っていました。演奏が終わって聴衆の印象は良かったようです(これも私は会場に入れなかった)。

午後1時半に開会して、ビデオと音楽が終わって映画が始まる前に急に受付に入場者が増え始めた。その前に入場者は250人を越えていたが、映画が始まる前に総入場者は400人を越えた。用意したプログラム600枚が足りなくなるのではと一瞬心配したが、その時はもうどうすることもできなかった。

映画「ブレッド・アンド・ローズ」

労働映画で有名なイギリスのケン・ローチ監督の映画「ブレッド・アンド・ローズ」を私はまだ見ていなかったのので、会場に入り全部見た。非道なヤミ組織の手引きでメキシコから非合法に国境を越えてアメリカに渡った移民労働者たちがようやく見つけたビル清掃の仕事は、非常に厳しい労働条件と悲惨な生活条件だった。移民労働者たちは賃上げや健康保険を獲得するために果敢に、そして不屈に闘う。労働者の闘いの中で団結と裏切り、愛情と憎しみがリアルに表現され、全観客を感動させた。映画の後、友人に感想を聞いたら「見たのが3回目だが、良かった」と話していた。裏切った労働者を仲間たちが温かく迎え入れるシーンに感動したと言う仲間もいた。

国際シンポにジャーナラーも

最後のシンポジウムは、映画の舞台になったロスアンジェルスにジャニター(ビル清掃労働者)の代表で全米サービス従業員組合(SEIU)の支部役員ビクター・レメネスさんとサンフランシスコのレイバー・ビデオのスティーブ・ゼルツ

アーさんと鳥居和美さんがゲスト。全港湾書記長でフェスタ実行委員長の伊藤彰信さんがコーディネーターを務めた。事前に予定した首都圏青年ユニオン、女性ユニオン、埼玉公共サービス民間労組協議会、などの代表のほか会場から計10人を越える発言者が感想や質問を述べた。それに答えてビクターさんは団結の重要性や組織化のやり方や苦労を語った。また、映画で清掃労働者を演じた9割は本当の労働者だったと報告した。スティーブさんはアメリカの労働運動の現状を語った。そして、彼は今回の日本のレイバーフェスタの成功を大きく讃えた。

良かった反応

午後9時の閉会まで100人を越える参加者が熱心に討論に耳を傾けた。後の交流会で「大変良かった」「来年もやって欲しい」と口々に語られた。主催者から参加者数が正式に500人と発表された。550人定員のホールでほぼ満杯になり、内容も良く、元気が出る祭りであった。

参加者のアンケートにさまざまな声が寄せられ、全体に「よかった」という声がほとんどだが、問題点の指摘もあった。

- *「内容の濃い一日でした」
- *「こんなにおもしろければ、もっとまわりを誘ってあげばよかった」
- *「私は大学生ですが、労働者の権利や運動など勉強になりました」
- *「3分ビデオを見たくて参加しました。期待どおり、というより期待以上でした。現実を伝える映像の力を思い知らされました」など。



シンポジウム参加者

韓国労働運動

国鉄闘争に支援寄せる

望月 吉春 (全国一般全労協・安倍川製紙労組)

国鉄闘争はILOの舞台でも闘われているが、具体的な国際連帯を求め、韓国への働きかけを強めている。9月には支援と連帯を求めて訪韓し、その後団結祭りに韓国の国鉄解雇者を招待した。この韓国との二つの交流の報告を寄せて頂いた。

小泉が、朝鮮半島の北側に向かった9月17日、私たちは韓国の仁川国際空港に降り立ちました。メンバーは、闘う闘争団の田島事務局長など4人の闘争団員、国労に人権と民主主義をとりもどす会の山田共同代表などJR職場の国労組合員2人、全統一労組の鳥井書記長以下ILO共同申し立て組合から4人(私もその一人)、労働情報の石田副代表・川副地域と労働運動編集長など3人。

目的は、韓国の労働組合にILO共同申し立て組合になってもらうこと。団結まつりへの招請。交流。です。

滞在期間は3日、しかも3日目からは韓国の「お盆」にあたるというので、午前中しか訪問ができないという状態のため、ハードスケジュールが予想されましたが、意外とゆったり交流もできました。

日本以上に多い非正規労働者

訪問団は二手に分かれたため、全体の報告はできませんが、納得と感心したのは、民主労総がグローバル化に対して反対の闘いを展開し、同時に非正規労働者の組織化と権利獲得の闘いを繰り広げていることです。政府発表で五割、組合の調査では七割近い労働者が非正規で働いている韓国において、民主労総は、副議長に非正規労組の委員長を据えることをはじめ「シンボル」だけでない、

非正規労働者の権利のための闘いを組織しています。

また、民主労総の事務所では、在韓米軍にひき殺された二人の女子中学生の追悼キャンペーンを行っており、多くの人が、弔意を表す黒いリボンをつけていました。

民主労総と全教組は、同じビルの上と下ですが、10年以上前、非合法で闘いを展開した全教組は1500人という大量の解雇者を出しながら、ILOなども活用しながら、韓国政府に「国内法を改正すべき」という勧告を出させた経験を持つ



鉄道労組事務所の前で

目次

1	レイバーフェスタ	1
2	国鉄闘争で日韓連帯	3
3	フィリピントヨタ連帯行動	7
4	国際APWSLニュース	10
5	中国有機溶剤中毒事件	12
6	米国西海岸港湾争議合意	18
7	ジョゼ・ボベ来日	21

先輩で、その場で共同申立書にサインをしてくれました。全教組は最終的に「希望者全員の職場復帰」を実現したというのですが、「ILOを頼るのではなく、職場の闘いが最後を決めるのですよ」と言う愛情あふれるアドバイスもくれました。

民営化阻止のスト

また、鉄道・ガス・電力の民営化に対しても大きなストライキを実力で闘っていますが、世論を重視し、たとえば鉄道労組は「国民鉄道を死守する」というスローガンを掲げ、市民運動との連携を追求するなど日本の分割・民営攻撃をよく研究していました。さらに、鉄道労組は昨年に民主派が組合の執行部を奪権下あと8ヶ月間かけてストライキを準備したといえます。発電やガスが95%という効率でスト権を確立したことに対して、鉄道は、40%と低率で「鉄道ストライキはないだろう」と見られていた中で、参加率よりは、実際に鉄道を止めることと、組合員との約束を守る新執行部として、ストライキを闘ったとのことでした。実際、ストライキから脱落した支部はいくつかあったようですが、それら旧主流派の支部長は、その後の役員選挙で軒並み落選したとのことでした。

それから、鉄道の工場を見学させてもらったのですが、「毎年30人以上の死亡労災」と聞いて、半信半疑だったところ、私たちとの交流中に、会議室のすぐ外でフォークリフトがレールで滑って

転倒、放り出された運転手が下敷きになるという事故が起きてしまいました。

明洞大聖堂でストライキ組合と交流

最終日に訪問した金属労組は、最初に多くの支部や友好組合を共同申し立て組合に名を連ねてくれた組合で、「お礼訪問」と、国鉄方式の解雇と闘っているサンミ特殊鋼の組合を団結まつりに招請し、団結まつりに来日してくれました。

最後の訪問地は、明洞(ミョンドン)大聖堂、韓国ではストライキに対して指導者の逮捕状がよくとられるのですが、警察も教会には踏み込まないというので教会の用地にテントを建てて立てこもるというのですが、このときも病院の労働組合が立てこもっていました。



明洞大聖堂

* 6 ページから続く

と呼ばれるこの法律は、大統領が連邦裁判所に対して80日間のストライキ禁止命令を申請できるというものだ。ストに入れば軍隊を動かすという脅しもかけている」と、ILWUへの支援を訴えた。

「労働者が組合をコントロールできる民主主義が大事だ。そのための重要な役割りをレイバーネットが担っている。世界の労働者は一緒になって新しい世界をつくろう。労働者のために」と、ゼルツァーさんは結んだ。

この後、和やかな雰囲気の中で質疑応答が行われ、大いに交流を深めることができた。

10.27団結まつり前夜祭 国際交流集会 民営化反対闘争の国際交流

田島 省三（国労闘争団）

「STOP! 戦争と首切り 10・27団結まつり」の前夜祭企画として、「国際交流集会」が10月26日に労働スクエア東京で開かれた。

海外からのゲストは、韓国で解雇撤回闘争を闘うイ・ジョンギョさん（韓国国鉄解雇労働者）とソン・チョルウォンさん（サンミ特殊鋼解雇労働者）、レイバーネット・アメリカの創設者であるスティーブ・ゼルツァーさんの三人。

台湾鉄道労働組合理事長・張文正さんからはメッセージとカンパが寄せられた。

国労闘争団から

国際交流集会は、全統一労働組合を代表とするILO条約勧告適用専門家委員会への共同意見具申運動によって、国鉄闘争と韓国の民営化反対闘争、解雇撤回闘争との交流が進む中で企画されたもの。

集会では韓日争議団の闘争報告が行われ、まず闘う国労闘争団共同代表の原田亘さんが、



団結祭りで挨拶するイ・ジョンギョさん

分割・民営化で解雇されて以降の闘いについて報告し、政府とJRの責任を追及して闘い抜く決意を述べた。

続いて、全国一般東京労組東洋印刷分会の辻俊介さんが、東京地裁が1999年の秋以降立て続けに出した「首切り自由」判決に抗議する争議団と労働組合の共同行動と、その力で勝利判決を勝ち取ってきたことを報告した。

韓国鉄道労組の民主化闘争

韓国からの報告では、鉄道の解雇者であるイ・ジョンギョさんが、「韓国の歴代政権は80年代から新自由主義的公企業政策により、多くの公企業を民営化し続けている。鉄道もまた、今は国有だが、何度も民営化の試みがあり、現在も関連法案が国会に上程されている状態だ。鉄道民営化の弊害と、その過程で労働者がしなければならない正しい行動がどのようなものかを判断するのに、日本の鉄道民営化と国鉄労働者の反対闘争は重要な教訓になる」と述べた。

また、50年にわたり御用組合であった鉄道労組を民主化するためにストライキで闘い、解雇されたこと、2000年に委員長の直接選挙制を勝ち取り、執行部の民主化に成功したことを報告。

民営化反対の共同スト

「その勢いに乗って2002年2月25日に、発電労組、ガス労組と共に『国家基幹産業民営化反対』を掲げて共同ストを実行した。鉄

道労組はこのとき、労働条件改善と解雇者復職も要求し3日間のスト後、労使合意に至った。しかし今でも、その合意は履行されていない。24時間の徹夜交替勤務を3組2交替に変更することにした約束は、必要な事前措置がろくに行われなかったため、いつ実現するか不透明だし、88年と94年のストで解雇された50余名の解雇者を復職させる約束は、具体的な復職案を決めることにした期限である9月を過ぎても守られていない。むしろ鉄道庁は、今年2月のストのことを理由に労組幹部の懲戒を続けながら、解雇者を増やしている。だから韓国の鉄道労働者たちは、再びストを行ってでも『民営化撤回！ 労働条件改善！ 解雇者復職！』のために闘わなければならない状況であり、実際に闘争を準備している」と決意を述べ、連帯の意を表明した。

韓国にも国鉄方式

サンミ特殊鋼の解雇者であるソン・チョルウォンさんは、「1996年12月16日から発生したサンミ特殊鋼労働者のポハン製鉄への雇用承継闘争は、いまだ解決の気配を見せないまま、6年の歳月が過ぎている。この事件の発端は、ポハン製鉄がサンミ特殊鋼を引き受けながら、正常な営業譲渡・受け渡しによる雇用承継方式を歪曲し、20年余りにわたって働いてきた労働者587名を路頭に追いやることにより始まった」と述べ、この国鉄方式の首切り、組合つぶしに対してあらゆる闘争を組んで闘ってきたことを報告。

「中央労働委員会の復職決定と監査院の審査決定、金大中大統領の復職解決即刻指示、現政府が入り社会協約機構としてつくる労使政委員会の復職勧告決定と具体的な解決案準備、ソウル高裁の復職判決等、多様な解決の内容が提示されてきたが、ポハンは解雇労働者が復職すれば会社が潰れるかのごとく宣伝し騒ぎ立て、あらゆることを拒否してきた。以後、政権の新自由主義構造調整政策とポハンとの利害関係がかみ合い、その意図は多様な形態の合併過程に登場することになった。政府と資本は、銀行統廃合等の金融構造調整にサン

ミ特殊鋼の方式を活用し、数多くの金融労働者を路頭に放り出した。また、民主労総が労使政委員会を脱退することになる原因として作用し、労政・労使関係をこじれさせた直接の張本人となった」と述べ、「退くことのできない闘争だ。6年間屈せず闘ってきた金属労働者の名において、強固な闘争で、国際連帯の力で、必ず原職復帰するその日まで、苛烈な闘争を展開する」と決意を表明した。



団結まつりで挨拶するゼルツァーさん

米国でも政府による組合潰し

アメリカ労働運動の最近の状況について報告したスティーブ・ゼルツァーさんは、「昨年9月11日の出来事は、アメリカの状況を変えた。イラクへ戦争に行こうという動きは、組合の指導部に支持されている。ブッシュは、それを労働者弾圧に使おうとしている。今度の戦争では日本や他の国から資金を出してもらわなければならないからだ。ベトナム戦争のときは仕事をつくらせて労働者に与えることができたが、今日の戦争では、国内の労働者にも戦いを仕掛けなければならなくなっている」と述べ、そうした厳しい状況の中で、SEIUやILWUなどの労働組合が戦争に反対していることを報告した。

そして、現在の最も重要な闘いとしてILWU（港湾労組）の闘争を紹介し、「アメリカで最も民主的、闘争的な組合であり、西海岸の港を全部閉鎖する力を持っている。ブッシュは、ILWUをつぶすことができれば、他の組合もつぶせると考え、10月9日にタフト・ハートレー法を使った。『労働者奴隷法』

* 4 ページ左下に続く

フィリピントヨタ労組連帯ツアーを実施

自動車産別連絡会議

自動車産別連絡会議は10月26日～29日までフィリピントヨタ労組連帯ツアーを行いました。参加者は自動車産別から日産の大井香、トヨタの原田・青山、トヨタ関連部品メーカーの武田、三菱の井澤、笹島日雇労働者組合の大西委員長の6名でした。

自動車産別とフィリピントヨタ労組との連帯・交流活動は自動車産別がAPWSL日本委員会と昨年4月に共同開催したシンポジウム「自動車産業のグローバル化とアジアの労働者」にフィリピントヨタ労組のエド・クペロ委員長を招いたことを契機に本格的に始まりました。7月には「フィリピントヨタ労組を支援する会」が行った第1回の連帯ツアーに大井香が参加しました。11月にはエド委員長が再度来日し、トヨタ東京本社、愛知トヨタ本社に抗議申し入れ行動を共に行いました。今年7月の第2回連帯ツアーに大井香が再び参加し、そして今回、自動車産別独自の連帯ツアーを行いました。

今回のツアーの目的はフィリピントヨタ労組組合員の置かれている状況を実際に現地に行き、聞いて、見て、フィリピントヨタ労組組合員との交流を深め、より強固な連帯の絆を作ることにあります。目的が達成されたか否かは各参加者の報告をお読みください。

連帯ツアー日程

10月26日マニラ着、フィリピンの社会状況について(フィリピン在住S氏のお話)、TMCWA執行部との交流

10月27日TMPCWA組合事務所訪問、組合の現況および職場組合員からの職場報告と交流

10月28日TMPCWAマルチプロジェクト訪問(バタンガス、ラグナ)、山王労働組合(Workers Assistance Center、カビテ)訪問

10月29日TMCWA執行部との事務打ち合わせ(マルチプロジェクト他)、帰国

フィリピントヨタ労組 連帯ツアー報告 大井香

今回のツアーで明らかになったTMPCWAの状況を報告しよう。が、その前に7月の第2回連帯ツアー時にフィリピン政府が行ったツアー団に対する恫喝「日本人支援者が抗議行動等をしたら強制送還する」の背景について触れておきたい。フィリピントヨタ労組を支援する会はトヨタ東京本社に対しツアー団がマニラに行くのでフィリピントヨタ社に対し交渉に応じるように指導するように申し入れを行い、それに対しトヨタ東京本社はTMPCWAを通じ直接フィリピントヨタ社に申し入れをするように回答をした。支援する会はそれを受けて2002年7月23日付けでフィリピントヨタ社の社長田畑延明氏に以下の申し入れを行った。

「フィリピンの法律に基づき、貴社と団体交渉権もつ労働組合として労働雇用省により承認されたフィリピントヨタ労組を、貴社は組合として認知せず、大量解雇攻撃や刑事告訴を繰り返し、長期の争議となっていることはご承知の通りです。

私たちは、世界のグローバル企業である貴社が、フィリピンにおいて不当労働行為や弾圧を行いながら、労働者の権利を踏みにじる行為を許すことができません。私たちは日本においてもトヨタ自動車東京本社や、豊田市の本社に対して、1

日も早い争議解決を求めて要請を行ってきたところでは。

しかしながら貴社は、解決のための話し合いをおこなうどころか、組合攻撃をエスカレートさせています。そこで私たちは、フィリピン現地に調査激励団を派遣し、争議の状況を調査するとともに、関係各機関に争議の早期解決に向けた努力を要請することにしました。貴社とも話し合いの場を設定するため、トヨタ自動車東京本社に申し入れたところ、フィリピントヨタ労組と貴社の接触は日常的に行われているはずであるから、そのルートを通じて申し入れるよう回答を受けました。そこでこの申入書をフィリピントヨタ労組を通じて提出することにしました。

1日も早く解決するために、当事者間の話し合いが不可欠ですが、そうした条件作りの一環として、私たちの調査激励団との話し合い場を設定していただくよう、ご要請致します。調査激励団は、7月29日～8月1日までマニラに滞在しておりますので、この期間中に行えるようご配慮をいただければ幸いです。」

つまりフィリピントヨタ社にはツアー団がいつマニラに居るかは一目瞭然であり、それをフィリピン政府筋に流し恫喝につながったと考えるのが妥当であろう。フィリピン政府にとってもトヨタという世界的に有名な企業が撤退することは痛手である。フィリピントヨタ社はフィリピンの労働法を曲げてでもTMPCWAを認めたくないという姿勢なのだ。

TMPCWAの闘いの状況

フィリピントヨタ社の現在の従業員は948名で、内約200名が管理職である(管理職組合あ

り)。解雇された233名については家庭の事情等で退職金を受け取らざるを得ない組合員もいて現在168名が組合員として登録をしている。また、ピクータン工場とサンタロサ工場内で頑張っている組合員は237名いる。

組合はオルグ担当者を3人決め、2人(来日するエミールとベール)がそれぞれの工場の組織化担当、1人は解雇者担当と分担を決め情宣活動や集会、抗議行動に取り組んでいる。最近この3人だけでは組合員をカバーしきれないので新たに解雇者の中からオルグを募ったところ7人がボランティアで働いてくれることになり、10人で活動している。工場内の活動はピクータンに3名、サンタロサに5名の職場の責任者を決めて職場内の

労働者の組織化と組合活動に取り組んでいる。この職場の責任者は苦情処理係として会社と交渉をする。また組合費を徴収する。解雇者には週1回の地域毎の集まりを開催したり家庭訪問をしてフォローをしている。10人を4つのグループに分け解雇者ばかりでなく、現場の

組合員の家庭訪問も実施している。既に現場の組合員の140名の家庭訪問を行った。

10月11日に張富士夫社長が訪比しサンタロサ工場に来た。会社は1週間前頃から消防訓練と称して外部から40名位の人を動員して準備を始めていた(張社長の訪比は秘密裏に進められた)。サンタロサ工場にはアロヨ大統領もやって来て(フィリピン大統領がわざわざトヨタの社長に会いに来た)トヨタはハイブリット車プリウスを大統領にプレゼントし大統領は祝辞を述べたとのことだ。組合は工場前で抗議集会を開き、工場内の組合員は胸に「Justice For TMPCWA」というワッペンを着用して抗議の意思を表した。会社側は予定していた大統領の工場生産ライン見学を中



現地販売店への抗議行動

止した。

12日には田畑社長がビクター工場とサンタロサ工場に従業員を集め演説をした。組合員はワッペンを着用し、プラカードを持って参加した。翌週組合員の一人はマネージャーと呼ばれ「(プラカードを掲げた事は)社長の面目を潰した、再び同じ事をやれば解雇が出来る。」と脅かされた。

裁判闘争の状況と

ILOへの提訴

デッチ上げの脅迫事件は受理されてしまい9月9日に罪状認否の裁判が行われ、次回は11月27日に裁判が予定されている。が、その内の1件について訴えた会社側の人間が組合が報復(逆告訴)を行わないことを条件に取下げる提案をして来た。組合と会社側との話し合いを持ち、取下げることに合意をした。

組合承認選挙を認めない件とストに参加した組合員にボーナスを支給しなかった件で会社を不当労働行為で訴えていた裁判は最高裁で却下されてしまった。会社側が組合承認選挙を無効として高裁が労働協約交渉を差し止めた件について最高裁に不当労働行為として訴えている件についてマラビリヤ弁護士は組合が勝利する可能性が強いと判断している。

最高裁の判決が中々でないのはトヨタの働きかけがあるのではないかと思われる。

組合認証を争う裁判(労働雇用省が組合を承認したことに対し会社が無効を訴えた裁判)は現在高裁で審理中であり、組合は裁判所前での抗議集会や宣伝のための家庭訪問に取り組んでいる。

ILOへ団結権侵害で会社を訴える準備をしている。ILOのマニラ事務所へ行き、申請の手続き等は聞いた。弁護士に頼み書類を準備中であり、来年6月提訴を目指している。

官民一体となり労使安定帯を 押し付ける日本企業

日本経団連は去る10月15日に発表した「企業行動憲章」の第8条で「海外においては、その文化や慣習を尊重し、現地の発展に貢献する経営を行う。」としている。同時に発表した「企業行動

憲章実行の手引き」の中で第8条の具体的なアクション・プランの例として「現地法や企業行動規範等を遵守する。(イ)労働法、税法、環境法、独禁法、消費者保護法および製品の規格取得義務など、現地法を十分に調査し遵守する。」と述べている。が、経団連会長である奥田碩氏が会長を勤めるトヨタ自動車は明らかに「企業行動憲章」の第8条に反する経営を行っていることはTMP CWAの闘いを見れば一目瞭然である。「企業行動憲章」はお題目にすぎないのだろうか。

厚生労働省大臣官房国際課は8月に「2001～2002年 海外情勢報告」- アジア諸国の労使関係と労使紛争処理 - という報告書を公表した。この報告書は東アジア地域への日系企業の進出と労使紛争の激化に対し、「労使関係の安定は、同地域の海外投資の受入れ促進、生産性の向上等持続的な経済発展の重要な要素であるとともに、同地域へ進出する日系企業にとっても、経営基盤の安定と現地国政府・国民の信頼確保の観点から経営上のプライオリティを一層高める必要がある」と懸念を表明し、「労使関係安定化のための3年間のプロジェクト協力を本年度から実施」していると報告している。

日本の進出企業は官民一体で現地の政府も巻き込み日本で成功している労使の安定帯をアジアの人々に押し付けようとしている。そればかりでなくフィリピントヨタ社ではTMP CWAの影響力を潰そうと管理職組合を中心に労使協議会(LMC)を活発化させている。昨年10月にはIMF・JC顧問の小島正剛氏がフィリピントヨタ社に呼ばれ、管理職、管理職組合、労使協議会役員に講演を行ったということが労使協議会のニュースに写真入りで掲載されている。不当な組合弾圧が行われている企業に荷担するような行為は決して許されない。

APWSL 内部機関紙

APWSL ワーカーズ・ニュース 第1号

2002年11月

連帯の挨拶を送ります。APWSL ワーカーズ・ニュースの第1号をお届けします。このニュースは月刊を予定しており、書記局と各国委員会の活動について皆さんに知らせことを目的としています。各国の活動の簡単な報告を毎月共同代表ルーク・コクソンに送って下さい。メールアドレスは luke.coxon@finsec.org.nz です。各国委員会の活動と各会員が関わっているストライキ、運動、会議などの簡単な紹介を11月25日までに送って下さい。

書記局報告

書記局はAPWSLの活動計画を仕上げているところです。財政事情のために困難な状況に置かれているために時間がかかってしまったことをお詫びします。数週間の内に完成された計画をお送りします。財政確保のために調整委員のアントン・マルカスをヨーロッパに派遣したいと考えています。ルークはアリーナ（解説参照）との関係を利用してニュージーランドでの資金獲得を働きかけているところです。共同代表のスリパイ・ノンセイは最近バンコクで開催されたPP21の会議にAPWSLを代表して参加しました。

イラクとテロに対する 米国の戦争に反対する

各国委員会は米国のテロに対する戦争と迫り来るイラクとの戦争に反対して活発に活動しています。パキスタンの労働組合連盟APTUFは11月7日にデモを敢行し最近の英国と米国のイラクへの爆撃に抗議し、アメリカ帝国主義への支持を

やめるようパキスタン政府に要求しました。オーストラリア委員会であるAAWLはメルボルンでの反戦活動に参加しており、ニュージーランド委員会は組合員をイラクに対する戦争に反対する集会に組織動員しました。フィリピンではKMUが活発にフィリピンと周辺地域でのアメリカ軍事介入に反対しています。その結果、フィリピン大統領は「工場内でテロ行為を行っている労働組合は共産主義テロリストとみなす。」と発言しKMUを攻撃しています。書記局はテロに対する戦争がこの地域の労働者に与えている影響について調査する計画を仕上げているところです。その結果、攻撃されているのは右翼コミューナリズムだけではなく、労働者や進歩勢力もであることが明らかにされるだろう。

韓国から悲しい知らせ

韓国代表のリー・スン・キュンさんが重い結腸癌を患っているということを知り、大変心配しています。リーさんは今年5月22日から31日まで韓国で開催されたサッカー・ワールド・カップに対するキャンペーンで大変な活躍をされました。その後、激痛に襲われ、診察を受けたところ第三期の結腸癌と診断されました。手術を受けずに、食事療法による治療のためのシェルターに入っています。リーさんとその家族がこの困難を克服されるよう祈っています。APWSLの仲間からの支えを必要としています。お見舞いのメッセージをソフィーさんを通じて送って下さい。Sophie1212@hanmail.net 病気を克服できるようリーさんを元気づけることが大切です。リーさんは当面の間APWSL韓国代表の地位から解放されます。復職できるまでの間NALMOが韓国

委員会の書記局の役目を果たします。

フィリピンの組合指導者 ニュージーランドを訪問

ニュージーランド委員会は10月にKMU副委員長エミリア・ダブランさんをニュージーランドに招待し訪問旅行を組織しました。国内各所で「グローバル化、女性労働者と正義のための闘い」という演題で講演を行いました。工場を訪問し、組合活動家や地域活動と会い、マスコミにも働きかけました。フィリピンで労働者が直面している課題に関心を広め、フィリピン労働者の闘いを支援するニュージーランド労働者と活動家との連帯を築く上でこの訪問は大きな成功でした。

発行 APWSL 書記局

ニュージーランドオークランド市キングスランド
ニューノース街585 電話 649-84513234
luke.coxon@finsec.org.nz

調整委員 アントン・マルカス
スリランカ コロンボ市
アナンダ ラジャカルナMW 141
電話ファックス 94-74-617-711



バンコク総会でのルーク・コクスン(真ん中)

【 解 説 】

新しく書記局から発行された内部機関紙 APWSL ワーカーズ・ニュースの第1号を翻訳してお届けする。この新しい機関紙は共同代表の一人ルーク・コクスンがニュージーランドで編集し、調整委員アントン・マルカスのいるスリランカから送られて来た。月刊であるが、12月6日現在、12号はまだ届いていない。

今年1月にバンコクで開催された APWSL 総会で新しい書記局が選出されたが、その後の活動は停滞気味である。その理由はここでも明らかにされているように財政問題である。APWSL はこれまで12年間その資金のほとんど全てをオランダの資金団体 HIVOS に依存してきた。しかし、HIVOS は一つの団体に対して10年間しか提供しない方針であり、これ以上の資金の提供はできないことが、この間日本委員会とアントンとのやりとりの中で明らかになった。

そこで書記局は新たな資金提供団体を探すために、一つはアントンをヨーロッパに派遣する、二つはルークがニュージーランドで探す方向を模索している。ここで上げられているアリーナはニュージーランドにある Action Research & Education Network of AOTEAROA であり、香港にある同名の調査研究団体とは異なる。1999年ニュージーランドで開催された APEC に対抗してできた監視グループが、継続発展してできた団体で、ジェーン・ケルシー(オークランド大学教授)マキシン・ゲイ(元 TUF 委員長)アジズ・チャウドリ(GATT WATCHDOG)ロバート・リードなどが担っている。

<http://www.arena.org.nz/>

中国 増加する薬品中毒職業病

翻訳・解説 新田 和夫

【 解 説 】

中国では、90年代から急速に発展した外資を利用した経済成長が現在も続いている。11月に行われた中国共産党第16回大会の基調報告でも、「2001年に、わが国の国内総生産(GDP)は9兆5933億元に達し、1989年に比べて二倍近く伸び、年平均9・3%増となり、経済の総量はすでに世界で六位となった」として「改革・開放」による経済成長を評価している。

とくに中国南部の沿海地域では、安い労働力を求める外資系企業と現金収入をもとめる農村部の労働者の需給関係による発展がめざましい。広東省には現在までに9万社の外資系企業が設立されている。出稼ぎ労働者の流れは、1980年代中ごろから始まった。現在、中国全土の農村の余剰労働力はすでに1億5000万人に達しており、その大部分が都市部に出稼ぎに出ている。県(日本の町にあたる)クラス以上の都市部で就業している者は8000万人を上回る。WTO加盟による農業への圧力から、2020年までに3億の農村人口が都市部に移動するという予測もされている。

しかしその一方で、彼女ら・彼ら労働者の権利が侵害されるケースが早くから指摘されてきた。賃金や他の労働条件もさることながら、近年においては投資項目や製品が近代化してきたことから直接労働者の生命を蝕む薬品中毒災害があとを絶たない。外資の受け入れは経済成長に直接結びつくことから、現地政府と法律違反企業の利害が一致し、労災被害者の救済に消極的な状況もある。

ここに訳したケースは、高レベルの政府機関(省レベル)が介入するという稀なケースによって、社会的関心と同情を集めたが、水面下では膨大な薬品中毒労災が起こっていると考えられる。

中国の南部地域には日系企業も多数投資しており、そこでの薬品災害や争議なども確認されている。文中では、WTOに加盟したいま「国際的慣例」がそのような事態を許さないだろう、と指摘している。私はWTO加盟と「国際的慣例」による労災防止はまったく関係のないことであるばかりでなく、WTOの推進する自由貿易体制こそが、大量の労災を生み出すものであると考えているし、また文中の「国際的慣例」が何を指すのかもはっきりしない。しかしこれまでの歴史を振り返ると、このような「国際的慣例」を作り出すのは、薬品災害、労災放置、労働法無視、労働条件の切り下げ、民営化、首切りなどを許さない中国およびそれを取り巻く各地域の労働者の、困難ではあるが希望ある闘いと連帯であると確信する。

誰が出稼ぎ労働者の権利を守るのか？

広東安加製靴工場の 女性労働者の薬品中毒事件

新華ネット広州2002年7月14日
(新華視点記者 肖文峰、黄? 王攀)

20歳になる田朶娜は、広東省職業病予防治療医院の六階のベットに臥せたきりである。河南地方から転々としてきた彼女はすっかり疲れきった様子で、髪も伸び放題だ。彼女はノルマルヘキサン中毒(訳注1)で、四肢はすでに機敏に動かすことができず、指は箸がもてないほどである。

田朶娜と同じ中毒にかかったのは、貴州、河南、四川、湖北などの地域から来た27人の若い女性の出稼ぎ労働者たちである。彼女たちは以前、広東省東莞市清溪鎮の台湾資本企業である安加製靴

工場で働いたことがあり、ノルマルヘキサン中毒の可能性があり、なかにはすでに半身不随の危険に直面しているものもある。

今年6月25日、一通の手紙が広東省婦人連合会の投書箱に届いてから、これらの女性労働者の悲惨な運命は、社会的な関心を引き起こした。政府部門とメディアの強力な干渉のもとで、彼女たちは広東省職業病予防治療医院で治療を受けることができ、安加製靴工場の責任者も事件の発生後に責任があることを認め、100万円を彼女たちの治療に当てる意向を示している。

「安加事件」が解決に向かう一方で、「安加現象」も水面に浮上してきている。実際に、珠江デルタ地域の多く労働集約型の合弁企業と外資企業で働く労働者、特に多くの出稼ぎ労働者の権利が侵害されている状況は極めて深刻である。

記者が今後も広東に出稼ぎに来ますか、と田朶娜に聞いた時、彼女は泣きながら語った。「出稼ぎでこんなふうになってしまった。今後は死んでも出稼ぎなんかこない・・・」



安加製靴工場でのボンド作業

【中毒にかかった 出稼ぎ労働者を探し訪ねる】

6月25日、広東省婦人連合会は四川からの訴えを受け取った。訴えの主、張科貴によると、東

莞の安加製靴工場の10数名の労働者が職業病にかかり、なかにはすでに半身不随になった者もあり、彼の妻の王崇鳳はまさにその中の一人であると訴えた。彼女の太ももは膝まではれ上がっており、麻痺寸前である。張科貴は王崇鳳の宿舍の電話番号を書き記していた。

広東省婦人連合会が紆余曲折の末に王崇鳳を探し当てた時、病状は想像以上のものであった。王崇鳳と蔣冬梅という女性労働者はともにノルマルヘキサン中毒を患っていることが確認され、さらに多くの女性労働者が同じような症状を訴えた後に解雇され、或いは退職し、帰郷している。

6月27日午前8時、広東省婦人連合会は同省の衛生庁、職業病防止院、衛生監督署、労働社会保障庁とともに東莞の安加製靴工場の査察を行った。午後4時になってやっと工場は王崇鳳と蔣冬梅など9人の女性労働者を呼んできた。しかし実際には王と蔣以外の7人は薬品を扱う業務には就いていなかった。女性労働者たちは査察グループにこっそり、8名の女性労働者がその業務についており、そのうち6人が手足の痺れを訴えており、またそれ以前にすでに4人の女性労働者が帰郷したことを伝えた。

査察グループは工場に対して査察に協力し、中毒にかかっている労働者を病院に入院させて治療するように厳しく要求し、さらに彼女たちの実家の住所の提供を求め、できるだけ早く連絡をとって、検査・治療をするように要求した。工場側は後に4人の名簿を提供した。

6月28日、安加製靴工場が8名の女性労働者を広東省職業病防止治療医院で検査させた結果、5人が入院して治療する必要があることがわかった。

広東の多くのメディアの協力のもとで、中毒にかかった他の女性労働者を探し出す活動も展開された。これらの女性労働者の多くが遠方の省や僻地から来ていたこともあり、彼女たちを探し出すことは困難を極めた。

7月8日午後5時45分、現地の婦人連合会支

部の張志蘭主席の付き添いのもと、貴州習水県二里から来た王春花、許徳美、許徳群は周囲の人に支えられながら広州駅に降り立った。許徳美の病状は最も深刻であり、支えられなければ歩くこともできず、25歳の許徳群は全財産を治療費用に当てており、彼女の着ているものは貴州省婦人連合会から贈られたもので、途中の食費20元は張志蘭主席から借りたものである。



広東駅についた許徳美(左)

7月10日までに、中毒にかかった女性労働者13人が見つかり、広東省で治療を受けた。

7月11日、広東省職業病予防治療医院の楊愛初主任医師が安加製靴工場の100人近い女性労働者の健康診断をした際、さらに14人の女性労働者が中毒にかかっていることを確認した。

新華社の取材に対して、工場の代表取締役の周佑俊は工場と管理者が今回の中毒事件の責任を負うことを認めた。彼はすでに湖北省に人間を派遣して中毒にかかった女性労働者を探しだし、治療のために呼び戻した。また1992年以降に工場をやめて帰郷した労働者に連絡し、こちらに戻って検査するように伝えた。彼は100万元を中毒にかかった女性労働者の治療に当てる用意があると語った。

【水面に浮上する「安加現象」】

東莞市は我が国でも有名な「出稼ぎ労働者都市」であり、戸籍人口は154万人に過ぎないこの町に、警察部門に登録している他の地域から来た人口が485万人を数え、実際にはその数は6

00万人を上回ると見られている。

「安加事件」が解決に向かう一方で、関心を持たなければならないのは今回の中毒事件だけではなく、事件の背後に隠された「安加現象」多数の労働者、とくに多数の出稼ぎ労働者の権利擁護という問題である、と鋭く指摘する声もある。実際に、安加製靴工場の労働安全衛生の条件は同業界の中でも最悪の部類に属するものではなく、また製靴業界の労働者だけの問題でもないのである。

重慶市万州区?場郷祝家村の農民、馬開瓊は、黄氏富華飾物有限公司の電気メッキ部門で8年働いたが、長期間トリクロロエチレン(訳注2)に接触したために、中毒から急性出血、致死性の小腸炎を患い、門脈炎、急性腎機能衰弱になり、一ヶ月前に死亡している。

少し前には、広東省中山市小欖鎮駿利塗装工場の5名の女性労働者が相次いでベンゼン中毒にかかったが、貧血と誤診され解雇された。その後、さまざまな治療を行ったが病状が好転しなかったことから、家族の勧めで広州の病院で診察してもらった結果、ベンゼン中毒であることが確認された。

広東省衛生庁の調査によると、仏山、深セン、江門、惠州などの出稼ぎ労働者が比較的集中している都市では、法律軽視、現地の指導者の労働安全衛生についての知識不足、化学薬品の使用管理の乱れなどの問題が普遍的に存在する。ある企業では化学薬品を使用しているがその成分、毒性および予防措置などを明示せずに、コード番号だけを示している。権利擁護の意識がない出稼ぎ労働者は、知らず知らずのうちに薬品の被害に遭い、中毒にまで発展し、中には中毒になっても何が起こったのか理解できず、中毒を風邪や頭痛、貧血などと勘違いをして誤った治療を続けるも人間もいる。

広東省職業病予防治療研究院の黄漢林院長によると、1987年に広東省が労働安全条例を公布した後、職業病の発生は全体的には減少したが、1997年以来、職業病の発生率は再び上昇し、毎年受け取る訴えは少なくとも60件あり、『安加

事件』のような事案は毎年数件発生している。東莞、南海、順徳などの地域では似たような事件が等しく発生しているとのことである。

問題は広東の経済的転換に伴いますますます深刻になっている。黄漢林院長によると、前世紀90年代以前は、広東省の職業病の70%は金属中毒であり、1989年時点では有機溶剤中毒は職業病のうちわずか2.5%しか占めていなかったが、2001年には80%にまで上昇し、その全体的な進展は先進国に類似しているとのことだ。工業生産高の急速な発展に伴い、新たな職業病の種類も増加し、昨年新たに11種類が見つかった。今年もまた13種類が見つかり、ノルマルヘキサン、トリクロロエチレン、ジメチルフォルミアミド（訳注3）などの溶剤中毒である。またその業種も拡大しており、電子、金属電気メッキ、製靴、印刷、宝石加工などの業種はすべて職業病が確認されており、かつては職業病の発生が比較的少なかった繊維業も化学製品の使用によって職業病が確認されている。

以前の事案と比較して、安加製靴工場の女性労働者はまだ運のいいほうである。これまで周佑俊の態度は極めて積極的であり、すぐに救助業務に協力し、従業員の名簿を提出し、治療、賃金支払い、補償支給に同意している。多くの労働者は被害が発覚すると工場からすぐに追い出され、賠償請求さえもどうしていいのかわからない状況なのである。

【労働者の認識不足の問題ではない、企業は責任逃れはできない】

今回の事故の中で、20数名の女性労働者が自らの権利について無知であることに我々は驚かされた。広東省総工会労働保護監督部の呉地球は頭を抱えながら次のように語る。遠くの地区から来た若い女性たちは大部分が中学校を卒業しただけで、十分な法的知識もなく、業務時には予防用品をつけないことが多く、病気になってもそれが職業病であることが分からず、またどうやって工場に賠償を請求するのかも分からない。職業病であることが分かっても専門医の検査を受けることも分からない人間もいる。

18歳の許徳美は安加製靴工場で半年間、ずっと綿洗浄の業務に携わっていた。出勤後しばらくして、手足の痺れと無力感を感じるようになり、めまいがして食べ物がのどを通らなくなり、二度職場で気絶した。自分に体力がないせいだと勘違いし、今年6月1日には2人の同郷者に連れ添われ帰郷した。一ヶ月後、許徳美はいくつかの病院を当たったが、病状は日増しに重くなる一方で、出稼ぎで稼いだお金もすべて治療費にかわってしまっただけでは足りず、さらに4000元も余計にかかった。

このような無知の背景には、労働者の権利に対する企業の軽視があげられる。安加製靴工場で使用していたボンド缶には『職業病防止治療法』で規定されているボンドの成分及び危険性と応急処置に関する情報が明記されていなかった。規定によると、深刻な職業病被害が確認される職場には、見える範囲に警告マークと中国語による警告を明示しなければならないことになっている。安加製靴工場の第一工場の二階作業現場には通風管および換気扇がなく、有毒製品取り扱い作業場とそうでない作業場が一つの作業場に存在していた。労働者がはめていたゴム手袋と布手袋は規定の水準に満たないものであった。工場側責任者の周佑俊は、5月1日に正式に実施された『職業病予防治療法』を知らなかった、ボンドに有毒物質が含まれていることも知らなかった、16歳から18歳の未成年は有毒物質の作業に携わることができないことも知らなかった、と説明した。

10年の操業歴があり、ISO9001（訳注4）を取得し、製品をアメリカやヨーロッパに輸出している製靴工場の責任者が「職業病」について何も知らないとは考えられない、と業界内のある人間は語る。広東省職業予防治療医院の黄漢林院長は、これらの労災事故は完全に「人災」であり、企業経営者の軽視、冷淡が生み出したものであると語る。

中山大学法律学部の教員の黄巧燕弁護士は今回の事件に対して、長期にわたって、一部の外資系企業は中国の廉価な労働力を中国投資の重要な要因とし、投資において中国の労働者の合法的権利を軽視し、暴利をむさぼってきた、中国の改革の加速にしたがって、特に中国がWTOに加盟した

後は、このような方法は通用しない、と指摘する。

周佑俊は現在この点について意識している。我々との会話の中でも、「労働者の権利を重視しないことで我々は困難に直面している」と何度も繰り返した。中毒事件が明るみに出たのち、多くの受注がキャンセルされ、いくつかのアメリカの大手取引先からは8月1日にロサンゼルスとラスベガスで今回の事件に関する証言を求められている。周佑俊は、たった一つの職業病が自分の製靴工場に致命的な影響をもたらすとは考えても見なかったと語った。このような状況に至った後、東莞で工場を経営している台湾の同業者は、もしいま職業病の予防措置を行わなければ、明日にはさらに大きな代償を支払わなければならないことを悟った。

【権利の保護には 政府の監督が必要である】

「安加事件」発生後、広東省の各社会团体と政府機関は、事件の処理がすばやく、妥当であったことから各方面から高い評価を受けた。しかし20数名、あるいはそれ以上の労働者に拭い去ることのできない身体的、精神的影響を与えたことは、これらの成果だけにとっにかえることはできず、「安加現象」が社会全体、特に政府の関連部門による出稼ぎ労働者の権利擁護の意識を呼び覚まし、職業病を治療面にとどめるだけでなく、どうすればさらに厳格で効率よく職業病の予防システムを打ち立てることができるのかを政府は考えなければならない。

広東省衛生庁の馮?祥副長官は、早くには前世紀の70年代に「広東省労働衛生安全条例」が職業病の予防措置として「三つの同時」、即ち企業生産の過程で有毒、有毒物質を使用する時には、業務設計と同時に、安全衛生施設を考慮し、構築物建設と同時に予防施設を実現し、使用と同時に職業病の予防施設を利用することを打ち出していると語る。しかしこれまで、ほとんど誰もがこの問題に対して十分な関心を払ってこず、工業、企業の主管部門である経済貿易委員会の関心も十分ではなく、企業の登記批准の際には職業病の予防に関する内容を考慮することはまれで、企業が生

産を開始してから衛生部門が改善を求めてもコストがかかりすぎ、現地の行政機関もあまり重視せず、衛生部門による改善指導も実現することが困難で、関連法規も容易に空文化してしまい、建設を主管する建設庁も関心を払わない。

馮?祥副長官は、ある一例を紹介した。「職業病予防治療法」が公布された後、広東省惠州で投資規模が億を上回る巨大投資についての政府内の検討会の際に、労働安全衛生に関する措置(このプロジェクトは多くの有害ガスを排出するものであった)が欠如していたが、その際に衛生庁から参加していた職員による関連項目を加えるべきであるとの提案は拒否された。最終的に「職業病予防治療法」を提示してやっと、関連項目を加えることに同意した。彼は、このような重要な国家建設プロジェクトにおいてさえ職業病の予防に対してこのような対応をしたということを見るだけで、広東省各地に全面展開している外資系中小企業の状況がどうであるか想像に難くないと語る。

2000年、広東省政府が組織した関連部門による江門、仏山、南海、深セン、惠州などの地域の職業病被害の現状調査では、被害状況が極めて深刻であることが確認された。当時、南海平州だけで大小500を上回る製靴工場があり、その大部分が合法的な許可書を保有していなかった。調査班が到着した時、大部分の工場が営業しておらず、営業中の工場でもほとんど何も職業病予防措置をとっていなかった。一部の「あくどい」経営者は、雇用期間中に職業病が発生することを避けるために一年足らずで労働者を入れ替えている。なかには労働者に職業病の症状がでただけで解雇してしまう者もいる。この調査から、各地の政府は発生している身近な職業病の被害をいくらかは理解しているが、短期的な利益のために職業病が出稼ぎ労働者にもたらす長期的な被害を軽視していることが分かる。

「職業病予防治療法」の起草者の一人である広東省職業病予防治療医院の黄漢林院長は、今回新たに実施された法律は、今後の職業病の予防治療業務の重要な土台となるもので、職業病の予防はまずこの法律を広範に宣伝することから始めなければならない、行政の指導的立場にある人間や政府の関連部門、建築および企業登記批准に関する

部門は、真摯に「職業病予防治療法」を重視し、職業病の予防業務の重要性を再認識しなければならんと指摘する。

【WTO加盟で 労働者の権利は軽視できない】

不完全な統計によると、深セン、東莞、仏山、中山などの都市の工業企業の中で、合併企業と外資投資企業は企業総数の50%を占め、1568万人の労働者の中で他の地域からの労働力は1000万人を占める。広東省社会科学院のある専門家は、中国のWTO加盟の後、これらの企業はチャンスに遭遇するだけでなく、挑戦を受けることにもなると指摘する。かれらは経済面だけでなく、労働者の権利擁護という面でも国際的舞台上に登場しなければならない。さもなければ現地政府の制裁と世論の譴責を受けるだけでなく、「国際的慣例」が許しはしないだろう。

労働・社会保障庁労働保障投書センターの方斌副主任は次のように指摘する。「安加現象」が一部の地方の政府部門が労働者の権利の擁護の面で監督できておらず、法的な職務を履行できていないことを明らかにした。立法のスピードが遅れており、「労働法」に適用する法律、法規が欠落しており、労働法執行部門の執行活動に大きな困難と圧力をもたらしている。地方労働組合、婦人連合会、共産党青年団などの組織の活動展開において多くの困難に直面しており、力を発揮することが難しい。これらの問題は現在の労働者の権利擁護に関する活動において解決が望まれていることである。

「安加事件」は労働者の権利擁護という警鐘を鳴らしており、我々はこの鐘の音が事件の解決と共に消えていくことを望んではないし、別の類似した事件が発生してから社会的関心が引き起こされることも望んではない。警鐘はすでに鳴り響いている。それは鳴り止んではならないのである。(完)

(新華ネットより訳出 http://news.xinhuanet.com/newscenter/2002-07/14/content_481480.htm)

【訳注1】ノルマルヘキサン：

ノルマルヘキサン中毒では、大量の急性暴露により頭痛、目まいなど一過性の症状が出現。慢性中毒になると末梢神経障害が発生する。症状は両下肢の脱力から始まり、手足がしびれたり、感覚が鈍る。重症になると、筋肉が萎縮して筋力低下をきたし、手が上がらなくなったり、歩行障害が出現。座位を保つことや起立をすることすらも不可能になる。吸引が長期化すると神経症状に後遺症が残る。

【訳注2】トリクロロエチレン：

意識喪失や中毒死などを引き起こす塩素系有機化合物で、発がん性物質。無色透明の液体で、土に溶けにくく、地中に浸透しやすいことから、地下水を汚染する。コンピューター部品の洗浄剤などとして知られ、1998年に東芝愛知名古屋分工場で環境基準値の約1万5000倍の汚染が見つかるなど、各地で高濃度のハイテク汚染を引き起こしている。

【訳注3】ジメチルフォルミアミド：

DMFとも呼ばれ、中毒になると嘔吐、食欲不振、悪心、腹痛、肝機能障害を起こす。発腫瘍性、催奇形性、変異原性あり。皮膚、眼、粘膜を強く刺激。皮膚からも吸収し中毒する。高濃度蒸気の吸入により障害を与える。

【訳注4】ISO9001：

ISO(国際標準化機構)によって1987年に制定された品質管理及び品質保証の規格で、製品そのものではなく企業の品質保証体制(製品をつくるプロセスやサービスを提供する仕組み)の在り方についての要求事項を規定した国際規格のこと。



ILWUのホームページから 米国西海岸の港湾争議妥結 画期的な合意と評価

ILWU、画期的な合意を歓迎

**協約は西海岸の港湾、労働者と
全国の消費者全てに満足のもの
ものである。 2002/11/23**

ILWUは本日PMA(太平洋海事協会)と画期的な合意に達したと発表した。その合意は労働者、船会社、消費者とアメリカ経済の全てに有益なものである。組合が交渉に臨んだ基本的な原則が守られているので、ILWUの指導部はこの合意内容を批准するよう組合員に訴えている。

ILWUのジェームズ・スピノザ委員長は次のように発言している。「この画期的な合意は港湾労働者とその家族にとって勝利であり、米国経済、経営側、労働側全てにとっても満足できるものである。我々はPMAと誠意をもって交渉し、新技術の導入を受け入れると同時に、組合員とその家族にとって重要な年金、経済保証、手厚い健康保険給付、安全性の確保を勝ち取った。ILWUにとって今日は記念すべき日だ。」

ILWUは米国の港湾に新技術を導入するために経営側と協力して40年以上にわたって取り組んできた。今回の合意により導入される新技術によって米国西海岸の港湾が一層効率的で収益が上がるようPMAと協力していくことを望んでいる。この合意の一環として、組合員と退職した組合員にとって重要であった年金を確保することができた。ILWUは年金確保のために長年にわ

たって闘ってきた歴史があり、今回の交渉でも年金は最重要課題であった。一番大事な成果は、新技術の導入によって生み出される効率とコスト削減が正当に組合員と家族の年金に反映されたことである。

合意のその他の重要事項は、港湾労働者とその家族のためのしっかりとした健康保険給付、賃上げ、港湾労働者の安全確保のための新しい安全規定などである。港湾労働は全国で二番目に危険な職業であり、労働者は日々生命をかけて働いている。今年には既に5人が労災で死亡している。しかし、働くことに生命をかけるべきではないのであり、今回の合意により働く者が負傷し命を落とす危険性を軽減できた。

最後に、この新しい6年間の協約は海運業界に求められていた安定をもたらすものである。米国の港湾と水運業は毎年20億トンの積荷を扱っている。今週の初めにアナハイムで開かれた全国運輸産業同盟(NITL)の会合で、ILWUは海運業界と共に米国経済の強化に寄与するという共通の目的に向けて取り組んでいく決意を強調したところである。この協約はその目的を達成するものである。

「この協約は団体交渉の仕組みが機能していることの生きた証拠である。交渉の過程で多くの困難に直面したが、西海岸の港湾で60年以上も使われてきた団体交渉の手続きが労使の平和、安定、進歩をもたらしている。」とスピノザ委員長は語っている。「交渉の全過程を通じてILWUの重要なパートナーであったAFL-CIOの会計書記長リチャード・トラムカ氏に特に感謝したい。交渉の場での彼の指導性は大きく賞賛されるべきものであった。またこの困難な期間中、港湾

現場で勤勉に働いた組合員全員に感謝したい。我々は一生懸命働いて、消費者に商品を届けるために毎日港湾に向う。これこそ我々がこれまでやってきたことであり、これからも毎日やり続けるつもりである。」

「新技術の導入という重要な課題と取り組みながらも、健康保険給付、雇用保証、安全問題、年金などの港湾労働者の要求を実現することによって、ILWUはその組合員にとって真に歴史的な協約を勝ち取った。」とAFL-CIO会計書記長リチャード・トラムカは長い困難な交渉を通じて指導性と手腕を発揮したスピノザ委員長とILWU西海岸委員会を賞賛した。「これはILWUと労働運動全体にとってとてつもない勝利である。」

この合意が承認されるには、ILWU港湾部会の批准と、ILWUの定められた手続きによる登録港湾労働者と事務労働者の無記名投票が必要である。米国西海岸の全てのローカルの代表の集まりである港湾部会は12月9日から13日の週にサンフランシスコで開催予定である。組合員批准投票も迅速に行われる予定である。

タフト・ハートレー法による差し止め命令の基礎知識

1935年の全国労働関係法は1947年のタフト・ハートレー法により修正され、それにより争議による緊急事態の場合、連邦政府が介入できるようになった。争議による緊急事態とは国家の安全と国民の健康を脅かすものと定義され、次の四つの基準を充たさなければならない。

1. 争議は地方的なものではなく、全国規模のものでなければならない。
2. 争議に関わる製品またはサービスは国全体の安全と健康にとって不可欠のものでなければならない。
4. 争議は全国の経済、またはそのかなりの部分に

影響を与えるものでなければならない。

5. 緊急性は差し迫った現実のものでなければならない。

タフト・ハートレー法が定める緊急争議の手続きは以下のとおりである。

大統領が緊急委員会を指名し、委員会は短期間の調査を行い、争議の現状と上の四基準についての報告を大統領に提出する。

この報告書にもとづき大統領は争議の差し止め命令を出すことを司法長官に求めることができる。

裁判所は差し止め命令を出すか、一時的差し止め命令を出すか、却下するかいずれかの判断を下す。一時的差し止め命令が出された場合は、一時的差し止め期間中に審問を開き、差し止め命令を認めるかどうかを決定する。

その審問では判事は差し止め命令を却下するか、一時的差し止めの開始から80日間の差し止め命令を命ずることができる。

差し止め命令が認められた場合は連邦幹旋調停局は争議の解決のための調停を行う。

60日を過ぎても合意に達しない場合は、緊急委員会は、未解決の事項、争議解決の努力、経営側の最終提案について大統領に二回目の報告を提出する。

この報告の15日以内に全国労働関係局は経営側の最終提案の諾否についての投票を行う。

投票で否決された場合(これまでの17回の投票では全て否決されている。)検事総長は80日目に差し止め命令を解除するよう裁判所に求めなければならない。

大統領は議会への最終報告を提出

し必要な立法措置について勧告しなければならない。これまでこの大統領最終報告は6回しか提出されておらず、立法措置の必要性を検討する委員会の設置を議会に求めたの1回に過ぎない。この委員会は何の勧告も行わなかった。

港湾の知られざる事実

港湾労働者の平均時間給は27.68ドルであり配管工や電気工とほぼ同じである。これは超勤なしで年収57,000ドルになる。Journal of Commerce誌によれば港湾労働者は積荷の扱い量は前年の3割増しで史上最高であった。

1968年から2001年間の西海岸の港湾での生産性の向上率は平均年6.6%であり、製造業の同時期の向上率は3%であった。

荷の扱い量は1983年に較べて倍増している。

2000年の労災発生率は水上交通部門では全国平均より42%高かった。

今年の半年間で西海岸の港湾では5人のILWU組合委員が労災で死亡した。

西海岸の港湾を利用する船会社の80%が外国籍である。

米国船籍で米国の乗組員で輸送されるのは貿易量全体の3%の過ぎない。

港湾で働く女性労働者は1988年から1998年に間に3倍に増えた。

港湾労働者の32%はラテンアメリカ系、16%は黒人、13%は女性である。

西海岸の港湾の最大の利用者はスーパーのウォルマートであり、アジアや南米各国から商品を輸入している。

港湾労働者は太平洋海事協会(PMA)に圧力を掛けて、ロックアウト中も軍事物

資を扱い、船便により物資に頼っているハワイとアラスカに荷を下ろせるようにした。

バナナのように腐り易いものを荷下ろしするようにも要求したが、PMAは認めなかった。

港湾労働者は客船の乗客と荷物を無料で荷下ろししたが、PMAは埠頭を使用させなかった。

労働省法務官のユージン・スカリヤは西海岸の港湾が担当であるが、以前はPMAで働いていた。

タフト・ハートレー法による差し止め命令はこの30年間で一度しか発動されておらず、ロックアウトで発動されたのは初めてである。

80日の差し止め期間中に争議が解決したのは半分にも満たない。

(翻訳 山崎 精一)

解 説

タフト・ハートレー法の発動で注目を集めていた米国西海岸の今湾争議は11月23日暫定合意に達しました。全港湾書記長伊藤彰信さんからの情報では、新技術の導入で400人の合理化、現行27,500ドルから6年間で3ドル賃上げ、年金の現行年額34,200ドルから54,000ドルへの引き上げ、などという内容のようです。

争議の経過については10月29日レイバーネットのメイリングリスト1360号の伊藤さんの記事、労働情報611号の「アジアから世界から」欄の喜多幡さんの翻訳記事などを参照して下さい。

ここに翻訳したのはILWUのホームページに掲載されたILWUの声明文と二つの解説記事です。声明文は国際運輸労連(ITF)東京事務所の抄訳を参考に、加筆訂正した全訳です。

ジョゼ・ボベ氏来日

榊原 裕美（共同代表）

「希望をグローバル化するために 闘いをグローバル化しよう！」

マクドナルド店解体事件で一躍脚光を浴びたフランス農民連盟のジョゼ・ボベ氏が、10月27日に初来日した。

今回ボベ氏は、昨年末に関西と首都圏で相次いで設立されたATTAC Japan（APWSLにも関係者が多い）の設立記念としての招聘で来日した。昨年12月よりようやく10ヵ月かかって実現したのである。ボベ氏は先のマクドナルド事件で今夏懲役3ヵ月の実刑を受けて収監され、続いて2件の遺伝子組み換え（GMO）作物引っこ抜き事件で11月上旬には懲役14ヵ月という判決、そして早ければ11月下旬に収監が予想される厳しい事態の中にあり、来日の調整は困難を極めたが、なんとかこぎつけた。そして短期間に5ヵ所での講演というハードスケジュールをこなすこととなった。

各地で熱気溢れる

28日の大阪集会（800人）をはじめ、29日京都集会（230人）、同日東京集会（600人）、30日新潟集会（250人）、同日福岡集会（150人）がもたれたが、どの会場も超満員、熱気溢れるものとなった。また、参加者も農民団体、労働組合、消費者団体、失業者（日雇い労働者）団体、NGO・市民、若者など多岐にわたった。21年ぶりに再会を果たすことになる三里塚空港反対同盟の農民達との交流会を皮切りに、全国5ヵ所で集会をもち2000人以上が参加した。

京都から東京へ

東京集会は、日本の運動として、農民の運動や、山谷の運動、遺伝子組換え運動、若者の環境NGOとしてA SEED JAPAN、APA（アジア平和連合）JAPANなど、各運動からのアピールも行った。途中京都から到着したボベ氏に喝采があがるなど大いに盛り上がり、そのあとすぐ新潟へ行かねばならず質問もなしで不満が多く出されたが、やむをえない。イメージと違って意外に小柄で淡々と話すボベ氏の東京集会での講演は次のような内容であった。

WTOと食料主権

世界の労働人口の半分以上は、依然として農民である。今、WTO（国際貿易機関）は農民を追い出しにかかっている。WTOは、自由貿易を促進し、各国が必要もないのに食料を輸入するよう追い込んでいるのだ。利益を受けるのは、一握りの食糧輸出国と多国籍企業で、米国、欧州での輸出補助金がそれを可能にしている。この、政策・ルールに関しては我々市民のみならず国会議員すら選択権がないきわめて非民主的な組織WTOに未来をゆだねてはならない。我々は自国の食料で自国の人々を養うという権利、「食料主権」を確立すべきなのだ。

今日生物多様性が脅かされている。巨大な製薬メーカーや農薬メーカーの特許のためにWTOは生物の多様性の破壊を推進している

のである。

多国籍の数社のアグリビジネスが世界中のすべての種子管理を牛耳ろうとしている。農民はこれまで自分で収穫した種を播いてきたが、特許化によって毎年企業から種子を買わなければならないとなっている。

GMO作物の危険性

GMO作物は健康、環境にとって大変危険である。今日GMO作物の95%が除草剤耐性植物だが、除草剤を吸収しながら育ったGMO作物を食べる動物や人間まで汚染されてしまうことになる。また、遺伝子組み換えとうもろこしなど花粉が拡散され、在来種を全体を汚染してしまうという状況にもなっている。

我々はGMO作物に関し、国家や業者に最大限の透明性を求め、GMO作物実験を妨害しなければならない。ヨーロッパでの闘いは、成果を上げてきている。多くの仲間がたち上がり、80%の人々がGMO作物に反対している。92年にはGMO食品の許可延期を求める政策が取られたし、1ヵ月前には新たなGMO食品の市場流出の禁止措置が取られた。

私は、日本のみなさんにGMO稲と闘い、阻止してほしいと思う。米は地球上で最も代表的な穀物であり、アジアには米作文化がある。GMOは、作物自身だけでなく、何千年も培われてきた我々の自然との関係、文化を変えてしまう。さすが日本では米作りが農業の基本であったために、日本でまずストップされたのだ、と、何年かのちになるように、ぜひ闘いを進めていただきたい。

闘いの武器は？

闘うといっても、我々に武器はない。弱者の武器である非暴力を用いて毅然として闘えば、様々な闘いを結びつけ、連帯によって、この世界をより公正に創りかえることができる。希望をグローバル化するために闘いをグローバル化しよう。

二千人に伝えたもの

ボベ氏は、聴衆の顔ぶれを見て、何を話すか決めるといっていたが、東京集会には100人もの北海道からの農民が来ていて、また、食の問題はすべての人に関わるグローバリゼーションの問題であり、なかなかメディアで接することのない情報を多くの人に伝えられてよかったと思う。今回集まった2000人の人が、それぞれ自分の場所でグローバリゼーションについて考え、なにか活動してくれれば、と思った。

来年1月のインド、ハイデラバードでのアジア社会フォーラムには関西からも参加するし、そのあとのブラジル、ポルト・アレグレでの世界社会フォーラムへと、世界の人々の運動へつなげていけたらと思っている。

「収穫の秋」、「食欲の秋」

千葉で芋煮会を開く

APWSL日本は難しい議論や運動だけでなく皆で大いに楽しもうと八ツヶ岳山麓の別荘や奥多摩の秋津川など毎年バーベキューやハイキングを催していた。今年は10月14日、野田市の清水公園という近くで芋煮会を開き、会員とその家族や友人など10人が芋煮鍋を大いに食い、さわやかな秋の風を楽しんだ。

清水公園は同市の最大企業であるキッコウマン醤油が市に寄贈した敷地を自然公園・アスレチック公園に改装したものである。桜の花見の名所でもある。近くに住む横山好夫さんも飛び入りで参加された。(写真・文 高幣真公)



編集部より

2002年も師走を迎えています、リンクス34号を何とか皆さんの手元に届けることができました。今号は24ページとますます薄くなってしまいました。発行間隔が空いてしまうより、量が少ない方が良く、と割り切っております。

量は減っても内容は落ちていないと自負しています。バラエティーに富んだ国際連帯活動報告を載せることができました。APWSL日本委員会としての活動ではありませんが、皆メンバーが関わった活動です。

今回は編集部で企画した記事が間に合わなかったものがあつた一方で、企画以外に会員からの投稿があり助かりました。望月さんの訪韓記と大井さんのフィリピン報告です。次回発行は3月を予定していますので、3月上旬までに原稿などありましたら送って下さい。

書記局から待望の通信が届きました。APWSLワーカーズ・ニュースの第1号です。定期的に発行されることを期待し、日本委員会としても支えて行きたいと思ひます。月刊で発行されるとこのリンクスでは間に合わなくなるのでホームページに翻訳して掲載することが必要になってきます。

この新機関紙はニュージーランドでルークが編集していますが、そのニュージーラン

ドから元調整委員のロバート・リードが11月に来日しました。岡山で開催された国際繊維被服皮革労組同盟アジア地域組織(TWARO)の会議に参加するために来日し、大阪と東京で日本委員会のメンバーと懇談しました。

ロバートは心臓にペースメーカーを埋め込む手術をしたそうですが、元気に回復していました。自分やジョン・メイナードはAPWSL活動から引退し、ルークなどの若いメンバーがオークランドを中心に活動を展開している、と語っていました。

前号の編集後記で英語からの翻訳コーナーは今度はアメリカ以外の国を取り上げる、と予告したが、またアメリカになってしまいました。ILWUの争議に対してブッシュ政権はタフト・ハートレー方の差し止め命令を発動し、緊張が高まっていたが、11月末に暫定合意に達しました。その関係の資料を急遽翻訳しました。その過程で全港湾の伊藤書記長にご協力いただきました。

来年2003まで後わずかとなりました。新年早々、インドのハイデラバードへ、ブラジルのホルト・アレグレへと、多くの仲間が飛んでいきます。日本委員会としてパキスタンの仲間との交流も考えています。ブッシュがイラクとの戦争を準備している中で、労働者の結びつきを強めることで立ち向かいたい。

会費をまだ納めていない方は是非今年の内に入納して下さい。

リンクス

No.34 2002年12月発行

アジア太平洋労働者連帯会議 (APWSL) 日本委員会 機関誌 (季刊)
発行所 東京都台東区上野1-1-12 新広小路ビル 協同センター労働情報 気付
電話 03-3837-2542 FAX 03-3837-2544
関西連絡所 大阪市北区天満2-1-17 金屋町ビル ゼネラルユニオン気付
電話 06-6352-2472

Eメール apws!jp@jca.apc.org URL <http://www.jca.apc.org/apws!jp/>
郵便振替 00180-3-137822

編集長 山崎精一 編集委員 高幣真公 榊原 裕美 渡辺 弘 印刷 中原 逸雄

定 価 300円